

E e ら い ふ

[季節別時間帯別電灯]

(選 択 約 款)

平成 28 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	2
5	季節区分および時間帯区分	2
6	需給契約の成立および契約期間	2
7	料 金	3
8	使用電力量の計量	5
9	E e プラン（全電化住宅割引）	6
10	解 約 等	7
11	そ の 他	8

II 実 施 細 目

1	適 用 範 囲	10
2	夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い	10
3	使用電力量の計量	11
4	E e プラン（全電化住宅割引）にかかわる取扱い	12
5	そ の 他	12

附	則	14
---	---	----

別	表	16
---	---	----

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、季節別時間帯別に設定された料金等によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進する等、電力設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 範 囲

電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望され、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 別表2（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表3（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が原則として1キロワット以上であること。
- (2) 5（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間以外の時間帯への負荷

移行が可能な需要であること。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は，次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし，別表4（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 生活時間（リビングタイム）

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし，昼間時間を除きます。

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

6 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ 契約期間は，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年

度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 当社は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが8（使用電力量の計量）(2)ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち別表5（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、(3)によって算定された5時間通電機器割引額または(4)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表6（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表6（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表6（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表6（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年7月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年8月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表・B表共通

1 契約につき	1,620円00銭
---------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年7月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	39円46銭	36円04銭

B表（平成28年8月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	39円50銭	36円08銭

ロ 生活時間（リビングタイム）

A表（平成28年7月31日まで）

1キロワット時につき	26円97銭
------------	--------

B表（平成28年8月1日以降）

1キロワット時につき	27円01銭
------------	--------

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

A表（平成28年7月31日まで）

1キロワット時につき	11円78銭
------------	--------

B表（平成28年8月1日以降）

1キロワット時につき	11円82銭
------------	--------

(3) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたし

ます。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

A表・B表共通

5時間通電機器の総容量（入力） 1キロワットにつき	216円00銭
------------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

A表・B表共通

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量 （入力）1キロワットにつき	162円00銭
-----------------------------------	---------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(3)または(4)によって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

A表・B表共通

1契約につき	453円60銭
--------	---------

8 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款 29（使用電力量等の計量）に準ずる

ものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。

(2) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イおよびロの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

9 E e プラン（全電化住宅割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議がととのった場合の料金は、7（料金）によ

って料金として算定された金額から(1)によって算定されたE eプラン割引額を差し引いたものといたします。ただし、7(料金)によって料金として算定された金額から別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および(1)によって算定されたE eプラン割引額を差し引いてえた金額が7(料金)(5)の最低月額料金を下回る場合の料金は、7(料金)(5)の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

(1) E eプラン割引額

E eプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるE eプラン割引上限額を上回る場合のE eプラン割引額は、(2)に定めるE eプラン割引上限額といたします。

$$\text{E eプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額とは、7(料金)(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

(2) E eプラン割引上限額

A表・B表共通

1 契約につき	3,240円00銭
---------	-----------

10 解 約 等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を

支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(2) 11（その他）(1)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) お客さまが，供給約款 51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

11 そ の 他

(1) 当社は，供給約款41（供給の停止）に準じて電気の供給を停止することがあります。ただし，供給約款41（供給の停止）(2)に定める事項については，適用いたしません。

なお，供給約款 41（供給の停止）(3)に定める事項については，供給約款の従量電灯を準用するものといたします。

(2) この選択約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について，当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には，当社は，お客さまの氏名，住所，支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

(3) その他の事項については，次に定める場合を除き，供給約款の従量電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

イ 当社は，供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，5時間通電機器割引額，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額，最低月額料金およびE e プラン割引上限額の日割計算は，別表 7（日割計算の基本算式）によるものといたします。

ロ 当社は、供給約款46（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない、料金を算定いたします。

なお、供給約款46（制限または中止の料金割引）(1)イ(イ)の割引の対象は、基本料金（最低月額料金の適用を受ける場合は、最低月額料金といたします。）といたします。

(4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表2（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 本則8（使用電力量の計量）(2)イまたはロの場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、別表2（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表3（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表3（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄

熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ロ 当社は、別表 5（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) 5時間通電機器等に対する料金割引

イ 本則 7（料金）(3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、本則 7（料金）(4)は適用いたしません。

ロ 5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、別表 7（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ 供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については、別表 7（日割計算の基本算式）の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものいたします。

3 使用電力量の計量

(1) 「特別の事情がある場合」とは、供給約款の従量電灯および深夜電力の適

用を受けているお客さままたは時間帯別電灯の適用を受けており夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しているお客さまがE eらいふに契約種別を変更される場合等、技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合をいいます。

(2) 本則8（使用電力量の計量）(2)イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則8（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

4 E e プラン（全電化住宅割引）にかかわる取扱い

(1) 全電化需要

イ 当社は、全電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

ロ 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(2) E e プラン割引額

イ 全電化需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。
なお、この場合の違約金は、供給約款44（違約金）に準じて算定するものといたします。

ロ E e プラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給約款30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

5 そ の 他

(1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款61（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表7（日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施いたします。

2 解約についての特別措置

次の地域については、本則10（解約等）(1)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みません。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

3 すでにE eらいふの適用を受けているお客さまの特別措置

この選択約款実施の際現に選択約款のE eらいふ（平成 27 年 12 月 1 日届出。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けているお客さまについては、本則 10（解約等）、本則 11（その他）(1)および(2)は適用いたしません。この場合、供給約款 41（供給の停止）および供給約款 53（解約等）の従量電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

4 契約期間についての特別措置

この選択約款にもとづく平成 28 年 4 月 1 日を含む契約期間は、本則 6（需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、旧選択約款にもとづく平

成 28 年 4 月 1 日を含む契約期間の始期から平成 29 年 3 月 31 日までといたします。

5 この選択約款の実施等にもなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、この選択約款の実施にもなう日割計算を行いません。
- (2) 平成 28 年 8 月 1 日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款 30（料金の算定）および供給約款 31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって

再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

3 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

4 休 日 等

この選択約款において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、8月11日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日、11月23日および12月23日
- (3) 各年ごとに定める次の日

平成 28 年	9 月 22 日
平成 29 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
平成 30 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
平成 31 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
平成 32 年	3 月 20 日, 9 月 22 日
平成 33 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
平成 34 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
平成 35 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
平成 36 年	3 月 20 日, 9 月 22 日
平成 37 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
平成 38 年	3 月 20 日, 9 月 23 日

(4) (2)または(3)に定める日が日曜日となる場合, その翌日以降でその日に最も近い(2)または(3)でない日

(5) 1月2日, 1月3日, 1月4日, 5月1日, 5月2日, 12月30日および12月31日

5 通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは, 次の(1)または(2)に該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 給水温度を検知できること。

ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 毎日の夜間時間(本則8〔使用電力量の計量〕(2)イの場合は通電時間といたします。)の終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

6 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (25,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回り、かつ、37,700円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,700円を上回る場合
平均燃料価格は、37,700円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (37,700 \text{ 円} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	31銭0厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

7 日割計算の基本算式

(1) 5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合

$$1月の該当割引額 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2) 最低月額料金を日割りする場合

$$1月の最低月額料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(3) E e プラン割引上限額を日割りする場合

$$E e \text{ プラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(4) 供給約款30（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)、(2)および(3)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。